

佐賀県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十月四日から平成二十三年十一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 江口東尾線	三養基郡みやき町大字江口字新土居 内二ノ角三二九六番二地先から 三養基郡みやき町大字江口字二本黒 木二六九六番四地先まで	平成二三・一〇・四